

□ ガイドラインの目的

三重県では、広域的な行政主体の立場から長期的、総合的視野に立ち、景観法に基づく「三重県景観計画」を定めました。

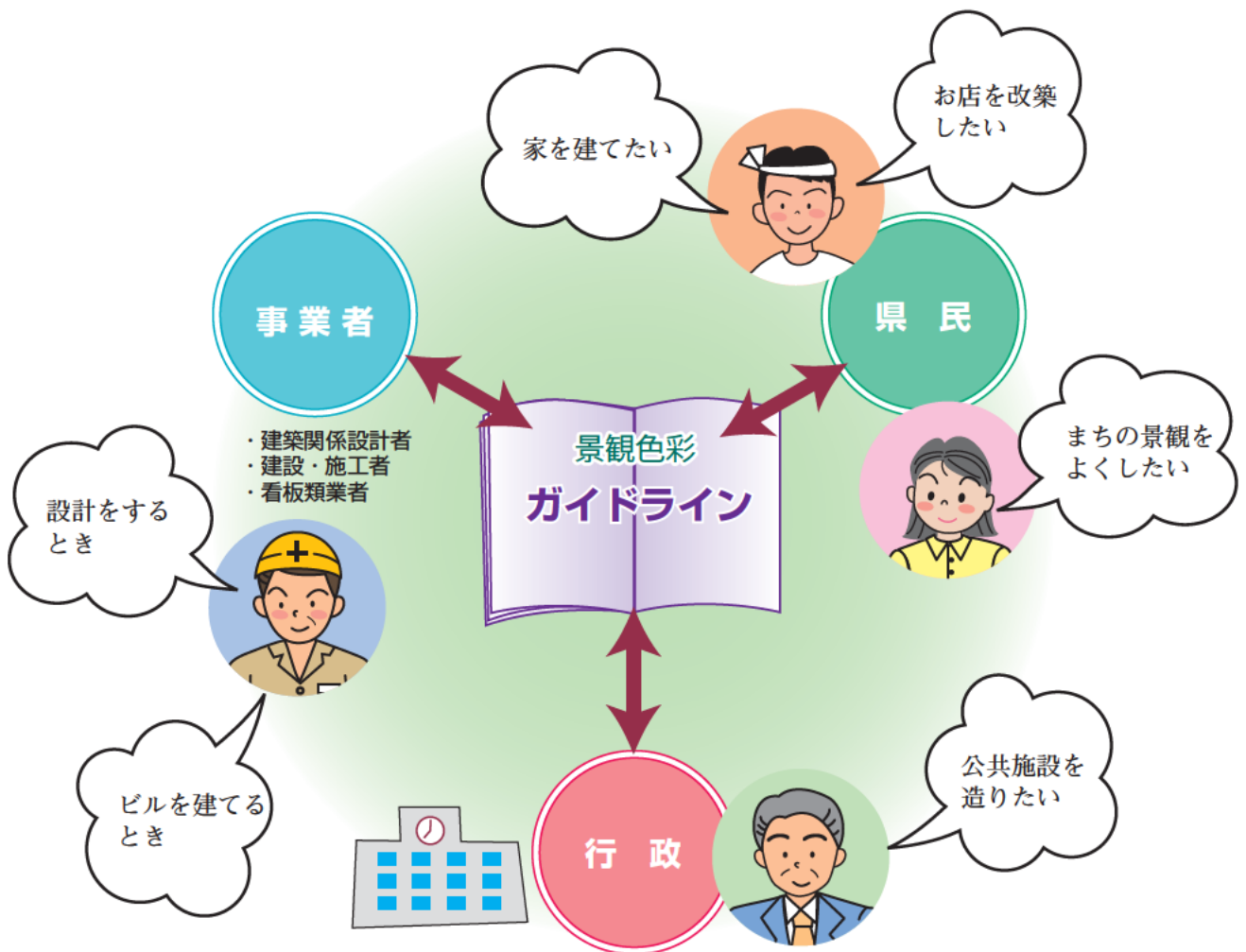
本ガイドラインは、「三重県景観計画」に位置づけた景観形成基準に定める建築物等の色彩基準について、わかりやすく説明したものです。

本ガイドラインでは、県内100箇所以上の景観の色彩を調査し、三重県らしい景観づくりを進めていくために望ましい色彩の考え方や使い方をまとめています。

事業者、設計者、施工者、県民の方々が、建築物等(工作物を含む)の色彩を検討する際に活用していただける内容としています。

□ 対象者の考え方

本ガイドラインは、県、市町などにおいて景観づくりや公共施設整備に携わる行政担当者をはじめ、事業者、設計者、施工者など建築物等の建設に係わる方々だけでなく、三重県の景観づくり携わるすべての県民を対象としています。



□ ガイドラインの構成、活用方法

本ガイドラインは、大きく2編で構成しています。第一編では「景観色彩の検討の手順」、第二編では「景観色彩の技術指針」について説明しています。

「景観色彩の検討の手順」では、三重県らしい色彩(第1章)、景観色彩の基礎知識(第2章)、景観色彩検討のポイント(第3章)について説明しています。景観色彩への理解のレベルに応じて適切なところから読み進めていただけるように構成しています。特に第3章では、景観色彩を検討する際のチェック項目ごとにポイントを説明しています。建築物等を検討される際の、チェックシートとして活用してください。

「景観色彩の技術指針」では、景観類型別色彩指針(第4章)、公共施設等の色彩検討(第5章)、三重らしい色彩の保全、創出に向けて(第6章)について説明しています。特に第4章では、建築物等の色彩を選定する際の指針となるように、景観類型ごとに色彩の考え方、推奨色を具体的に説明しています。

